

令和3年2月4日

公募型プロポーザル質疑回答書

業務名：稚内市庁舎建設基本・実施設計業務

番号	質問事項	回答事項
1	<p>「技術提案書作成要領」4. 留意事項（5）に「文書の補完のために、写真やイラスト、イメージ図等を用いることを可とするが、設計内容が具体的に表現された設計図面や模型等は認めないものとする。」とありますが、平成30年4月2日大臣官房官庁営繕部の「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」に従うものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>